

平成13年度 施策別 取組 方向

部局名：地域振興部、総合企画局、農林水産商工部

施策番号	施策名		
551	地域振興プロジェクトの推進		
【2010年度の目標】 地方分権の進展などによって、生活創造圏を基本に行政体制の広域的な整備や機能分担、役割分担が進み、行政サービスの効率化や質的向上が図られています。			
項目	基準年度の状況	1999年度実績	2001年度の目標 (2010年度の目標)
三重ハイテクプラネット21 構想中核的施設の着手率	25%	33%	50% (75%)
津・松阪地方拠点都市拠点 地区内重点事業の着手率	87%	87%	87% (100%)
伊賀地方拠点都市拠点 地区内重点事業の着手率	41%	54.5%	82% (100%)

1 平成11年度の取組

(1) 平成11年度の取組概要とその成果

広域的な地域づくりの推進

- 生活創造圏づくりに資する単独市町村あるいは複数の市町村で実施する先見性、創造性のある事業への支援を行った。
- 県内に10の広域連合が設置され、市町村の広域的な行政体制の整備が進んだ。

地域振興プロジェクトの推進

(地域振興部)

- 三重ハイテクプラネット21構想策定から10年目を迎え、本構想が必ずしも現在の社会経済情勢に適合した計画になっておらず、関係市町との検討会議の開催を通じ、構想の見直し体制を整備するとともに研究所立地にかかる企業の意向の把握に努めた。

- 地方拠点都市地域の振興については、津オフィス・アルカディア及び上野新都市において企業誘致活動の円滑な推進を図るため、市・公団との連携を密にし、PR活動や意見交換、情報の共有化を図った。

(上野新都市産業用地分譲件数)

平成11年度・・・2件

(総合企画局)

- 木曾岬干拓地については、木曾岬干拓地土地利用検討委員会からの報告を踏まえ、土地利用計画を取りまとめるとともに、干拓地取得方法(価格、買い受け方法等)を決定した。

(2) 平成11年度の取組に対する問題点

広域的な地域づくりの推進

- 市町村における住民等との協働の必要性の認識を一層高め、生活創造圏ビジョンの推進などのなかで市町村等の協働事業が展開できるよう、市町村に対して一層理解を求めていく必要がある。

- 総合的機能を有する広域行政体制を整備・確立していくために、既存の広域行政組織の統合等も視野に入れた取組を実施していくことが必要。

地域振興プロジェクトの推進

- 依然として厳しい社会経済情勢の中、企業の設備投資意欲も低く、思うように企業誘致が進まなかった。

2 平成12年度の取組と成果見込み

広域的な地域づくりの推進

- 生活創造圏に資する単独市町村あるいは複数の市町村で実施する先見性・創造性のある事業への支援については、ビジョンに基づく事業を優先して支援を行い、ビジョンの推進・住民等との協働による地域づくりの認識を高める。

・広域行政に関する啓発研究事業及び広域連合への支援を引き続き行うとともに、市町村の合併の推進についての要綱の策定に取り組むこととし、市町村合併に関する情報の提供や議論の場を創出していく。

地域振興プロジェクトの推進

(地域振興部)

・三重ハイテクプラネット2.1構想については、引き続き中核的施設の整備、企業誘致を積極的に進める一方、構想の再構築を図る。

・地方拠点都市地域については、市・公団と協力して企業誘致活動を進める。

(総合企画局)

・木曾岬干拓地については、適正な価格で買い受けるとともに、買い受け後の円滑な土地利用の推進を図るため、干拓地へのアクセス道路の概略立案と環境アセスメントの準備などを行う。

3 平成13年度以降に向けての取組方向

広域的な地域づくりの推進

(地域振興部)

・生活創造圏ビジョンの推進をはじめとして、県・市町村・住民等が共通の目標達成に向け、共に自覚・責任をもちながら地域づくりに取り組める仕組みづくりを進めていく。

・今まで取り組んできた広域連合等に対する支援制度は、介護保険財政基盤の安定化対策を除き平成14年度で終了する。今後は地方分権時代における広域行政体制の整備・確立に向け、自主的な市町村合併に対する支援策など、総合的で効率的な広域行政推進のための新しい取り組みを進めていく。

地域振興プロジェクトの推進

(地域振興部)

・三重ハイテクプラネット2.1構想のPRを行い、民間企業、経済団体、行政機関等が一体となって、構想の推進を図り、中核的施設の整備、企業誘致を進める。

一方、平成12年度で再構築した構想について、多極分散型国土形成促進法の規定に則り、国土庁へ変更申請する。

・地方拠点都市地域の振興を図るため、関係機関との連携を深め、津オフィス・アルカディア及び上野新都市の特色を明確にし、PR活動、企業誘致活動を進めていく必要がある。

(総合企画局)

・木曾岬干拓地については、高度な都市的土地利用に至るまでの当面の土地利用として、現状基盤のまま極力手を加えない形で、また、最小の費用でもって、自然に親しみながら余暇活動を行うことを目的とした土地利用や、建設発生土ストックヤード等の公共的土地利用を図っていく。

(農林水産商工部)

・木曾岬干拓地の土地利用計画については、平成12年度に完了予定であるが、国や関係機関等との調整が平成13年度以降も必要となった場合は早急に対応する。優先配分処理についても平成12年度に同意を得られるよう処理を進めるが、法的な対応も考えられるため、その場合は適宜対応する。